



議案第九十四号

三朝町消防費しゆつ金条例の一部改正について

次のとおり三朝町消防費しゆつ金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十九年九月二十四日

三朝町長 松村 喬 成

昭和四十九年九月廿八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 積

三朝町条例第 号

三朝町消防賞じゆつ金条例の一部を改正する条例

三朝町消防賞じゆつ金条例（昭和四十五年三朝町条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「一〇〇万円以上三〇〇万円以下」を「二五〇万円以上一〇〇〇万円以下」に改め、同条第二号中「三〇〇万円以下」を「八五〇万円以下」に改める。

別表の下に「（第三条関係）」を加え、同表中備考欄以外の部分を次のように改める。

障害の等級	功勞の程度による支給額
第一級	八五〇〇〇〇〇円以下 二五〇〇〇〇〇円以上
第二級	六七五〇〇〇〇円以下 二二五〇〇〇〇円以上
第三級	六〇〇〇〇〇〇円以下 二〇〇〇〇〇〇円以上
第四級	五四〇〇〇〇〇円以下 一八〇〇〇〇〇円以上
第五級	四七二〇〇〇〇円以下 一五八〇〇〇〇円以上
第六級	四一二〇〇〇〇円以下 一三八〇〇〇〇円以上
第七級	三五二〇〇〇〇円以下 一八〇〇〇〇〇円以上
第八級	三〇〇〇〇〇〇円以下 一〇〇〇〇〇〇円以上

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。